

IASB 及び FASB における検討状況（減損）

本ペーパーでは、IASB 及び FASB が、減損モデルについて 2012 年 7 月及び 8 月に審議した内容を中心に、検討状況の概要をまとめている。

1. 2012 年 7 月の検討状況（IASB 及び FASB 共同会議）

貸出コミットメント及び金融保証契約

- 両ボードは、次の点について暫定的に決定した。
 - a. 提案されている予想損失の減損モデルを、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」が適用されるか、米国会計基準において FV-NI で会計処理されず保険契約として会計処理されない貸出コミットメント及び金融保証契約に適用すべきであること
 - b. 提案されている予想損失の減損モデルは、信用を供与する現在の法的債務を創出する商品に適用すべきであること。予想損失の見積りを行う際、企業は信用リスクに晒されている最長の契約期間を検討すべきであること
 - c. 予想される残存期間の損失を見積る際、貸出コミットメントの残存期間にわたって利用行動を見積るべきであること
 - d. 引出がされていない貸出コミットメント又は金融保証契約から生じる予想損失は、負債として独立して認識すべきであること
- IASB は、次の点について暫定的に決定した。
 - a. 貸出コミットメント又は金融保証契約から生じる予想損失の割引に適用する割引率は、次の双方を反映するものであること
 - i. 貨幣の時間価値に関する現在の市場の評価（無リスク金利）
 - b. キャッシュ・フローに特有のリスク（但し、割り引かれるキャッシュの不足額を調整するのではなく、割引率を調整することによりリスクを考慮する場合に限る）減損プロジェクトの一環として、貸出コミットメント又は金融保証契約から生じる収益の会計処理の変更はしない。

提案されている予想損失モデルに付随する開示

両ボードが暫定決定された開示要求の内容については、審議事項（４） - 1 参考資料 1 参照。

今後 FASB が検討すべき事項等

- FASB スタッフから、公開草案公表前に、今後 FASB のみで検討すべき事項として、次の点がある旨説明がされた。
 - ✓ Purchased credit impaired loan の範囲
 - ✓ 提案されている減損モデルの負債証券への適用

✓ 利息不計上の処理

➤ 更に、FASB スタッフから、3 バケットモデルの適用に関する関係者とのアウトリーチで受けたフィードバックの要約（ ）を作成中である旨の説明がなされた。

✓ これらの関係者からは、一貫して、3 バケットモデルの理解可能性、実行可能性、監査可能性について重要な懸念（significant concerns）が示された。

✓ FASB スタッフは、FASB の通常のデュープロセス手続に即して、近い将来 FASB のボードにフィードバックの要約を提示し、これらの懸念にどのように対処すべきかボードに対して方向性を求める予定である。

（ ）審議事項（４） - 1 参考資料 2 参照。

2. 2012 年 8 月の検討状況（FASB 単独会議）

8 月 1 日の検討状況

➤ FASB は、3 バケットモデルにおけるバケット間の移転の考えとバケット 1 の測定概念を明確化しても、2 つの測定アプローチ（12 カ月分の予想損失と全期間の予想損失）の結果として、利用者にとって理解困難な信用減損引当金となることについて懸念を示した。

➤ その結果、FASB のボードは、スタッフに対して次のような代替的予想損失モデルを追求するよう指示した。

✓ 2 つの測定アプローチを用いないこと。

✓ ポートフォリオにおける全ての信用リスクを反映すること。

➤ FASB は、そのような代替的モデルの審議の進捗について、今秋の早い段階で IASB と共有する予定である。

8 月 22 日の検討状況

➤ FASB は、代替的モデルである Current Expected Credit Losses Model（“CECL Model”）についていくつかの主要な暫定決定を行った。

✓ 7 月まで IASB と共同で暫定決定してきたいくつかの考え方（予想損失モデル、信用の悪化の認識）を維持する。

✓ しかし、CECL Model は、複数の測定目的をもつ 3 バケットモデルと異なり、単一の測定目的（すなわち、予想信用損失の現在の見積り）を用いる。

➤ CECL Model を、負債証券や FV-OCI 測定される負債性金融商品にどのように適用するかについては、今後議論される予定である。

以上